

[研究ノート]

中国：放送と言葉 ～『普通語』の普及を中心に～

The Research on Broadcasting and Language in China

吉 川 喬
Takashi Yoshikawa

I. はじめに

「マス・メディア」を研究する者にとって、社会主義国におけるマス・メディア、特に放送(テレビ・ラジオ・CATV等)の実態は興味深いものがある。中国では、放送は人民と社会主義への奉仕という位置づけにあり、放送は“国の宣伝機関”にはかならない。人々は、この“放送”にどのように接し利用しているのか、幅広く現地で見たり聞いたりすることを通して、日本の放送の実態並びに視聴者との違いなど多くの問題点を探ることがこの研究の第一のテーマである。

また、「言語」を研究する観点からは、中国における5大方言(日本で一般的に理解されている範囲)と言われる言語、そして55の少数民族の言語が、それぞれマス・メディアの中ではどのように使い分けられているのか、情報伝達上問題はないのか、また教育上の言語はどのように決められているのか、北京語を母体として作られた普通語はどこまで普及しているのか、公私で言語の使い分けがどの程度行なわれているのかなど、単一民族単一言語の日本から見る言語環境の違いには興味深いものがある。さらに、漢字だけを使う国として、外来語や新語の表記、発音等がどのように決められていくのか、参考になる点を探る。これらが、言語上の研究テーマである。

この研究報告は、在外研究の一環として平成10年10月、約3週間中国各地でマス・メディアと言語について調査・研究し、また専門家にインタビューしたものをまとめたものである。この分野での筆者の研究は、まだ緒についたばかりであり、この報告が完結したものでないことを冒頭お断りしておかなければならない。

II. 放送の現状

中国におけるマス・メディア、特に電波メディア(ラジオ・テレビ)の世界は急激に大きく変化しつつあると言える。

つまり、その一つは、すべてのマス・メディアを、その中でも特にテレビについて“国、も

しくは党の情報宣伝機関”としての位置づけを明確にし、なおかつ情報伝達の徹底化に向けて放送局の開設を積極的に推進していることである。更に、衛星時代を見据え放送衛星を徹底して利用する方向にあり*1、また、農村地帯を中心にCATV（有線テレビ）の普及も急速に進んでいる。

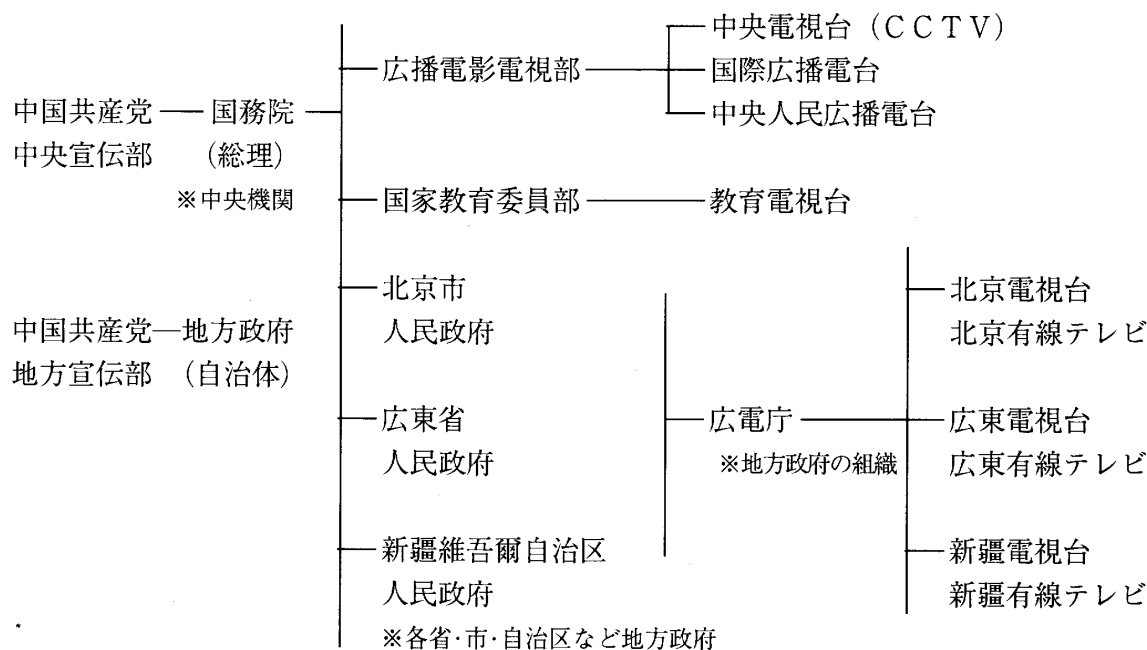
中国では、テレビ・ラジオ・CATVは、国家が直接管理する中国中央電視台*2（国営中央テレビ）・中国教育電視台*3（教育テレビ）・中国国際廣播電台*4（国際向けラジオ）・中央人民廣播電台*5（国内向けラジオ）を中心に、各行政地域*6ごとに、それぞれの自治体が独自に管理運営する放送局を原則として最低1局ずつ設置することになっている。

同時に、テレビに関しては、国内で四つの放送衛星を使い、特に各省単位のテレビ局の番組を中国国内のどこでも視聴できるように配慮している。視聴できることと同時に中央で監視するという意味合いもあるように思える。

平成10年3月現在、中国国内のテレビ局は943局（人口カバー率、86.2%）、ラジオ局は1,380局（人口カバー率、84.2%）、CATV局*7は1,284局（推定、5,000万世帯とホテル・オフィス2,000万室、合計2億人が視聴していると言われている）である。

中国は、現在、人口は約12億9,000万人。行政区として、北京市をはじめ四つの直轄市*8、五つの自治区*9、そして22の省*10がある。この自治区や省の中に市、県、郷（村）があり、大ざっぱな言い方をすれば、これらの行政区ごとに末端の郷（村）までテレビ局・ラジオ局が設置されているということになる。

以下に、中国における放送機関とその監督機関を図式する。



〈中国における放送機関の系統図〉

上図の中で、特に省都に当たる市には、大きなテレビ塔をもった放送局（センター）があり広大な地域をカバーするとともに、巨大なパラボラアンテナにより全中国に情報を発信し、また受信している。つまり、衛星放送の受信施設を設置していれば、原則として中国各地の放送

局の放送をどこでも視聴できる仕組みになっている。

ちなみに、筆者は北京のメディア・センターで河北・四川・貴州・雲南・香港など各地のテレビのニュースや番組を視聴した*¹¹。

ここで地方の放送局の実態に少しふれておくことにする。北京では視聴することはできないが、中国の西の端、新疆電視台台長・曹瑞徳氏は次のように語っている。

「新疆テレビは省レベルのテレビの中では弟みたいな存在です（設立が新しく、経験が乏しいという意味です）。1970年10月1日にテスト放送を始め、1972年7月1日から正式に放送を始めました。二つのチャンネルで放送していますが、一つはウイグル語の番組で、もう一つは漢語の番組です。発足の日から濃い民族的な味が出せました。1982年6月1日からウイグル語と漢語のそれぞれのチャンネルでカラーテレビを始めました。1985年9月にはハサック語の放送も始めました。一つのテレビ局で独自のチャンネルで三つの言語で番組を作り放送することは省レベルのテレビの中では唯一無二です。3種の言語の番組では、制作の仕事は別けてやったり一緒だったり、また内容は同じだったり違ったり、形式も融合したり補ったりしています。30以上の番組の中で少数民族語で放送するのが約半分、毎年300ほどのテレビドラマを他言語に訳し放送することになります。テレビ局のスタッフの中には少数民族が3分の2います。新疆テレビは、いずれにしても多民族語で番組を放送するのが特色です。」*¹²

曹台長（局長）が言う多民族の言語の放送は、「ラジオ・テレビ管理条例（'97年）」*¹³（124ページに掲載）の第4条に明記されていることと関連する。

ところで、ここで中国の放送の歴史にも簡単に触れることにする。

中国のラジオ放送は、日本でのラジオ開局の2年前、1923年（大正12年）、アメリカ人が上海に作ったラジオ局に始まる。その後、中国は長く内戦状態になるが、その中で国民党政府が放送局をつくり、また中国共産党が1940年に延安にラジオ局を開設し対日放送を開始している。中国では、当初からラジオが宣伝媒体という位置付けにあったことを物語っている。テレビの開局は、1958年（昭和33年）であり、日本のテレビ開始より5年遅れている。

以下がその歴史の概略である。

〈中国の放送の歴史〉

- 1923年 アメリカ人、上海にラジオ局を開設
- 26年 北洋政府、ハルビンにラジオ局開設
- 28年 国民党政府、南京に中央放送局開設
- 40年 中国共産党、延安新華広播電台*¹⁴を開設
- 41年 延安新華広播電台、対日放送開始
- 49年 中華人民共和国成立（10月）、延安新華広播電台を北京に移設し、北京新華広播電台と改称（3月）、さらに中央人民広播電台と改称（12月）
- 58年 中央電視台、テレビ本放送開始（9月）
- 60年 中央電視台、第2放送開始
- 63年 中央人民広播電台、中国国際広播電台と改称
- 73年 中央電視台、カラー放送開始（10月）
- 79年 ラジオ・テレビ放送に広告放送導入*¹⁵

- 83年 権限を地方に委ねる「4級体制」を導入
- 86年 広播電視部を広播電影電視部に改称
中国教育電視台が衛星で放送開始
- 90年 海外の衛星放送受信を政令で制限
- 94年 「CATV管理規定」「広告法」を公布
- 97年 「ラジオ・テレビ管理条例」を公布

中国の放送番組の内容は多岐にわたるが、ラジオやテレビの番組のすべてが「ラジオ・テレビ管理条例」により厳しい規制を受けていると同時に、多くの番組がいずれも国家・共産党・人民解放軍等の宣伝色を何となく臭わせているところがある。また、中央電視台（国営中央テレビCCTV）の第1チャンネル夜7時のニュースは、全国すべての放送局がネット放送することを、またラジオについても中央人民廣播電台（中央ラジオ放送局）の夜のニュースを同時放送することが義務づけられている。ここが、まさに中国におけるマス・メディアは“国家・党の宣伝機関”と言われるところである。

ここで、1997年8月に制定された「ラジオ・テレビ管理条例」の一部を引用し、中国におけるラジオ・テレビの実態を見ることにする。

〈ラジオ・テレビ管理条例〉

第一章 総則

第1条 ラジオ・テレビの管理を強化し、ラジオ・テレビの事業を発展させ、社会主義精神文明建設を促進するため本条令を定める。

第3条 ラジオ・テレビ事業は、人民のためと社会主義のために奉仕する方向を堅持し、正しい世論を導く役割を堅持しなければならない。

第4条 国家はラジオ・テレビ事業を発展させる。県レベル以上の人民政府はラジオ・テレビ事業を国民経済と社会発展計画に組み入れ、同時に需要と財政状況に基づいて一步一步投資を増やしラジオ・テレビのカバレッジを高めなければならない。

国家は、農村のラジオ・テレビ事業の発展を支持する。

国家は少数民族自治区と辺境貧困地域のラジオ・テレビ事業の発展を援助する。

第四章 ラジオ・テレビ番組

第32条 ラジオ局・テレビ局は放送番組の質を向上させ、国産の優秀な番組を増やすべきであり、下記の内容の番組制作と放送は禁止する。

- (一) 国家の統一、主権、領土の保全を脅かすもの
- (二) 国家の安全、名誉、利益を損なうもの
- (三) 民族の分裂を扇動し、民族の団結を破壊するもの
- (四) 国家の機密を漏洩するもの
- (五) 他人を誹謗し侮辱するもの
- (六) 猥褻物や迷信、暴力を喧伝するもの
- (七) 法律や行政法規が禁止するその他の内容

第34条 ラジオ・テレビのニュースは真実公正でなければならない。

第36条 ラジオ局・テレビ局は、規範の言語と文字をつかわなければならない。ラジオ局・テレビ局は、全国に通用する共通語を普及推進しなければならない。

この「ラジオ・テレビ管理条例」で分かるとおり、中国におけるラジオ・テレビは国家の厳しい管理下におき、なおかつ社会主義精神文明建設のため、また情報宣伝媒体として農村のすみずみまでラジオ・テレビ局の設置を充実させるとしている。

同時に、このラジオ・テレビという媒体を使い普通語の普及の推進を図ることを明確にしている。

第32条の放送禁止事項は、日本の放送法の中に見られるようなものもあるが、やはり“国家”の機密等にかかわるものについては厳しく規制している。ここにこの管理条例の特徴を見ることができる。

ところで、各放送局の経営は、自治体からの運営費と広告収入とでまかなわれているが、自治体ごとの経済状態により、放送局によっては不安定な経営状態（広告収入の多寡等にもよる）のところもある。専門家の間では放送局が多すぎるという指摘もあるが、「R・T管理条例第4条」に示すように中国全体を電波メディアによって100%カバーするまで放送局の開設は継続されることになるのであろう。そこにまた大きな意味があるとも言える。

なお、海外の衛星放送の受信は原則として禁止（特殊な施設・機関等を除く）^{*16} されている（'90年）。

Ⅲ. 言葉の現状

一般的に、日本で理解されている中国語は、北京語を中心に上海語・広東語・福建語・客家語である。この理解は間違いではないが、この5分類はあくまでも便宜的なもので、専門的には中国語は、第1段階として七つの方言（言語）に分類（学者によっては10種類とも）され、さらに細かくみていくと、第2段階としては約40程度に分類できると言う。この段階までは、かなりの程度違う言語という解釈もできる。

一方で、中国には55の少数民族がおり、言語生活の上ではいわゆる中国語のほかにそれぞれが固有の言語を持っており、日常の生活ではその固有の言語が使用されている。中国の言語環境は複雑極まりないと言える。

確実な速やかな情報伝達という意味合いからも、また人々の交流という側面からも、中国では統一された言語の必要性が言われてきた。その意味で今中国では、かつて“北方官話”と言われた言葉、つまり現在の“北京語”を中心として作られた「普通語」^{*17}の普及に力を入れているのである。国をあげての、壮大な一つの運動と言える。

中華人民共和国は、1949年の建国以来、“社会主義的物質文明の建設”に力を注いできたと言えるが、これと合わせここ数年、江沢民国家主席を中心に「中国の特色ある社会主義精神文明の建設」というスローガンが唱えられている。つまり物作りだけではなく、心の豊かさを追求していこうということであろう。そのためにも、言葉がいかに大事かということを考える時代だということをあちこちで耳にした。

情報を伝達する上で、複雑な言語体系は混乱を招く恐れがあるし、また正しい情報が伝わらない恐れもあるなどということであろう。精神文明の建設に、統一された言葉はなくてはならないもの、という解釈もできる。そこで、中国では、今「普通語」の普及を徹底させるため、全国的に次のような運動が展開されているのである。

①放送（テレビ・ラジオ）は原則としてすべて「普通語」で行う。

少数民族向けの特殊な放送と国際放送を除いて、テレビ・ラジオのすべての番組で使用する言葉は、原則として「普通語」とする。出演者等が地方の方言を使用する場合は「普通語」の言語文字（漢字）による字幕を必ず入れる。多くの方言（各地域の言葉）は、漢字の使用体系はほとんど変わらず、発音が違うという点にそれぞれの特徴がある。したがって、文字さえ表記すれば、どのような発音であろうと内容は理解することができる。放送で使用する言語は原則として「普通語」にするということは、中国国内のすべての放送局のアナウンサー・キャスター等がすべて正しい「普通語」を使うことを義務づけられているということである。そのため、昨年とりあえず北京市内のアナウンサー・キャスターを対象とした「普通語」の試験が実施された*¹⁸。試験は順次、地方にも拡大され、この試験に合格しないとアナウンサーは職を失うという徹底したものである。

②教育の現場では、つまり先生はすべて「普通語」の使用を義務づけられている。

教科書は統一されたものでも、かつて「普通語」が今ほど厳しく言われなかった時代、先生はその地方の発音、つまり方言を使って授業を行うことが許されていた。今はそれができない。言葉の教育は、学校からというのはよく理解できる。

中国語の発音は、中国独自のアルファベットで書く拼音（ピンイン）*¹⁹と言われる方式で発音される。学校の現場では、とにかく、特に低学年の場合は文字を教えることより、一つ一つの言葉（物）の「普通語」の発音をピンインで示し発音することにより、耳から教え込むという教育が行われている。したがって、子供たちは日常生活では地域の発音で話し、学校教育では、「普通語」としての言葉を覚えるという二重言語生活を送るという実態にある。こうした教育の実態が、時に、地方の放送局で番組として放送されることがある。

筆者は、たまたま北京市内のホテルで、雲南テレビが放送している、昆明市内の小学校で行われている普通語の拼音（ピンイン）教育の授業風景を視聴した。なるほど、ここまで徹底したピンイン（発音）教育をすれば、子供たちは比較的早い段階で「普通語」を身につけることだろうと感心したものだ。

③公務員は、原則として「普通語」を使わなければならない。

もちろん、地方で方言しか理解できないという人を対象とする場合は別であるが、このこともある意味では徹底している。かつて、中国では全国人民代表大会など全国から人々が集まる会議等では、耳にイヤホンをつけてそれぞれの方言の通訳に頼る姿が多く見られたが、最近ではそれらがほとんどなくなったと言われている。このために、地方自治体の幹部職員がいかに努力して「普通語」を習得したかなどということがテレビの番組になったりする。後に、多くの問題点が指摘された文化大革命に伴う下放政策も、結果として政策そのものの評価は芳しくなかったが「普通語」の普及にはかなり役に立ったと言われている。

④公の場では、できるだけ「普通語」を使用するようにとされている。

交通機関（飛行機・列車・バス等）のアナウンス、デパートなどで働く人々にも、この「普通語」の使用がある意味では義務づけられているわけだが、この面では、地域の人々と接触することが多いだけに、やや難しい側面をもっていると言わざるを得ない。

ところで、中国では、筆者が訪れた一か月ほど前、9月13日から19日までの一週間、「全国普通語普及宣伝活動」週間として、「普通語」の普及に向けたさまざまな催しが行われていたという。

この週間をとらえて、人民日報*²⁰は社説でその意味するところを次のように伝えていた。その一部を以下に掲載する。なお、中国語の見出しは「大力推广普通话」である。

全力を挙げて、普通語の普及に取り組もう

本紙評論員

第1回全国普通語の普及宣伝ウィークはすでに幕を開けた。これは非常に有意義なことである。年に一度のこの活動が続けられ効果が上がるようにわれわれは祈る。

普通語の普及は物質文明と精神文明の発達水準のための重要なシンボルであり、経済発展と社会進歩を推進するために大きな意義がある。新中国成立以来、特に改革開放以来、わが国で普通語普及運動は著しい成果を上げた。1982年《憲法》で「国家によって全国に通用する普通語を普及させる」*²¹と定められ、普通語の法律的な地位が明らかになった。

…。わが国では改革開放と社会主義現代化建設事業が進展し、国際的にも国内でもさまざまな面で交流が日一日と頻繁になってきている。これらのことは、普通語の普及にさらに力を入れる必要性を示すものである。…。先進国の実践が示したように、共通語の普及や言語文字の規範化・標準化の実現は、教育の普及、科学技術の発展、そして現代化建設推進のために基礎的に必要とされる事業である。…。

方言は特定の場合にそれ自体の使用価値と文化価値があり、普通語を普及させることは方言をなくすことではない。みんなに、各方面の方言のほかにもう一つもっと使い道の広い通用言語を身につけてもらいたく、またそのことが勉強や仕事にさらに便宜をもたらすことを人々に理解していただきたいと思う。人々の交流のわだかまりを解消し、交流の質と効率が高まるように、皆さんはラジオ、テレビ、教育、公務活動及び公共の場所で積極的に普通語を使うようにしなければならない。

…。教育の基礎づくりに作用するよう特別な注意を払い、普通語の普及を基礎教育の重要な柱とし、普通語が教育面での言語、キャンパスの言語となるようにしなければならない。各級の教育行政部門がこの面での要求を管理、監督し、また教師を検定する際の参考としなければならない。国家も教員が率先的な役割を發揮するように注意を払い、普通語を話すことを公務員に対する要求に入れなければならない。…。ラジオ、テレビなどのマスメディアでは模範的な業績を發揮するように注意を払わなければならない。アナウンサーや司会者などは、たえず普通語のレベルを高め全社会の鏡とならなければならない。…。

全国で積極的に普通語を普及させることは、一つの大きな社会的なプロジェクトであるから、着々と進めていくと同時に根気よくやらなければならない。現在、社会的な需要の大きな原動力があり、また経済、政治、文化及び交通、通信、メディアなどの絶え間ない発展が有利な条件を生み出し、普通語の普及は未曾有のよい情勢に恵まれていると言える。われわれは、この絶好のチャンスをつかまえてよりよい方向へ指針を示し、21世紀なかば頃には全国に普通語が普及できる目標を定めそれを目指して努力して行こう。

(『人民日報』'98.10)

上記の人民日報の社説にもあるが、言語学者もこの「普通語」の普及運動が地域の方言をなくすものではないし、そうあってはならないと強調する。

日本では、明治以来、学校教育の充実発展と、更にラジオやテレビの普及により、「共通語(標準語)」が全国にほぼ普及したが、一方で、そのために地域の方言が失われつつあるという指摘がある。中国の言語学者は、日本と同じようにはしたくないと言う。つまり、あくまでも、中国各地の固有の方言(言語)を大事にしつつ、一方で「普通語」の普及を図るのだというのだが…。

ところで、日本では、いわゆる文盲はゼロと言っていい。が、中国では、文盲と半文盲を合わせると、その数は億を超えるのではないかとされている。約13億の国民の中で億を超えるということは1割強ということか。言語学者は、文盲率の高い理由をまず第一に教育制度の不備にあると指摘し、また農村部では、小学校へは行ったとしてもその後文字を使う事なく忘れていってしまう実態があると言う。このことから、現在、中国政府が力を入れている「普通語」の普及は一体今どこまで進んでいるのか、そしてどこまで進むのか。人民日報の社説は、21世紀半ばには全国に普及することを目指すとしているが果たしてどうか、70%程度という見方が妥当な線と言えそうだ。

こうした点、方言体系がどのように変化していくのか、そして「普通語」がどのようにどこまで普及していくのか、今後をじっくり見つめていきたいと考えているところである。

IV. 北京広播学院 ～曹、呉両教授に聞く～

北京市内に、中国の各マス・メディアで働く人達を多角的に教育する北京広播学院という日本の専門学校にあたる学校がある。ここは、あらゆるメディアに対応して、各専門分野ごとに徹底した実践的な教育をほどこすことができる規模の大きな学校である。

ここで、2人の先生に、広播学院の教育方針・内容、一般的な放送番組について、また放送と言葉などについて話を聞いた。インタビューに応じてくれたのは、曹璐氏(新聞伝播学院院长・教授)と呉郁氏(播音主持芸術学院教授)で、いずれも女性である。

吉川 広播学院の組織全体について教えてください。

曹璐氏 総体的にいえば中国大陸全体のラジオ・テレビ・新聞にたずさわる人、また広く文化・芸術などさまざまな分野についての技術や管理に関して仕事のできる人材を養成しています。

吉川 教育の基本方針を教えてください。

曹 テレビやラジオ放送の基本的な在り方を教育し、また取材やインタビューといった具体的な能力も身につけさせるように教育しています。

吉川 この学院の目的は十分達成できているのでしょうか。

曹 まあ達成していると言えるでしょう。80パーセントの学生はラジオやテレビに関する仕事をしています。おかげさまでこの何年か中国のラジオやテレビの発展が著しいものですから仕事は沢山あります。

吉川 現場での卒業生の評判はどうですか。

曹 満足度が高いのは卒業生の3分の1、割りと満足できる卒業生は残り3分の2と言えます。中には、少数ですが残念ながら仕事について行けない人もいます。

吉川 この学院の卒業生は、現場に出てすぐに仕事ができるのですか。

曹 今の教育からいえば条件は揃っています。授業を担当する先生方もラジオやテレビの仕事の経験があります。だからすぐに仕事ができると思います。でも、わが学院として足りない点もあります。それは、総合大学に比べてのことですが、例えば人民大学あるいは復旦大学などには関連する学科目が沢山あります。つまり、この学院だけでは基礎的な知識が不十分だということです。

吉川 中国では、このような学院は他にもあるのですか。

曹 この規模の学院はここだけです。この学院は広播電視部によって設立された学院です。これ以外にもありますが規模が小さいです。

吉川 この学院に期待されているのは何でしょうか。

曹 とくに呉先生のような主持人（キャスター）経験者はテレビ局の顔です。だから各地方の放送局には大変期待されています。

吉川 入学競争率はどうですか。

曹 全国範囲で100人の中から5人程度の入学です。全国内で選びます。北京地区の入学競争率は一番高いです。

吉川 話は変わりますが、今中国で実際に放送されているニュースや番組について何か問題はありますか。

曹 私が見て思うのは、ニュースに現実性がちょっと足りない気がします。とくに国際的なニュースですが、会議のニュースが長くて退屈します。香港返還などの重大事件に関する放送には相当力を入れたので良かったと思います。日常的な出来事に関する放送は少し物足りない感じがします。先生も御覧になったと思いますが、いくつかいい番組もあります。夜のニュースの後の『焦点放談』という番組です。これは、庶民が関心を寄せる問題に焦点を絞って作っているものです。『新聞調査』という番組もあります。これは調査と評論的なものです。この番組はなかなかいいと思います。わが国の総理は批評性のある番組を見るのが好きなようで、この番組を重視していると聞いています。いずれも中央テレビ（CCTV）の第1チャンネルで夜天気予報が終わってからの放送です。

吉川 呉先生はいかがですか。

呉氏 曹先生とだいたい同じです。中央テレビの朝の番組*²²では、ほかに『東方時空』という番組があります。これは視聴率が高い時事性のある番組です。その中に『東方之子』というコーナーがあります。今中国でどんな人が活躍しているのかについての放送です。国の発展

に力を捧げた素晴らしい研究者たち、教師、スポーツマン、などについての番組です。

もう一つの番組『生活空間』もいい番組だと思います。庶民の生活を主に題材にしたものです。

曹 中国には人気のある司者会がいません。例えば日本の久米さん（テレビ朝日の人）のような有名な司者会がいません。育てたいと思っているのですが。

吉川 今お2人に紹介していただいたような番組の中で、おかしいと思うことやまた問題点はあるでしょうか。

曹 全般的にあまり問題はないと思います。むしろ、私はよく取材をしていると感心することがあります。たとえば批判的な報道です。環境汚染とか、記者は自分の身分をかくして取材をしたりしています。賄賂の問題や脱税など普段見られないような報道も見られるようになってきました。真実を放送することはいいことだと思います。もちろん信用度の低い報道もあります。つまり番組を作るときに番組に出る人に、こうすべきだとかこうしなければいけないと命令してやらせることです。見ていてこれは普段の生活にはないことだと思われるような報道をする場合もあります。

吉川 みなさんは、どこのテレビを見ますか。

曹 中央テレビの番組を良く見ます。北京テレビももちろん見ます。

吉川 テレビ局で取材の仕方が違うということはあるですか。

曹 だいたい同じですが違う点もあります。取材の方法が違います。北京テレビの中に『園園説話』という番組があります。園園は人の名前です。この番組はなかなかいいと思います。庶民が一番関心を寄せる問題を番組に反映しています。問題が実際に解決するまでテレビが手伝ってくれるのです。朝7時15分に放送しています。

吉川 地方局の放送に問題点はありますか。

曹 あまり見ませんが、問題点は特にないと思います。山東省のテレビ局では、毎年、必ず番組に対して評価を与える会議を持っていると聞いています。広東、上海、浙江の各テレビ局が作るニュースがいいと思います。とくにいい点は、ニュースや番組に改革開放の意識が強く出ているということです。

吉川 テレビ局が多過ぎるということはありませんか。

曹 そうですね。多すぎるかも知れませんが、放送時間は長いけれど素晴らしいと思う番組が少ないです。ドラマなどでもそうです。質のよい番組は再放送が多くなります。

吉川 それでは話題を変えて、放送と言葉についていかがですか。言葉を使う上でアナウンサーに問題はありますか。

呉 言葉の基準から見れば普通語を使うように提唱しています。正しい普通語が話せない司会者もいます。地方のなまりがある人もいます。放送というメディアで物事を伝達するという意識が足りないのだと思います。司会者は自分の言いたいことばかり言い相手の反応を考えていないことがあります。ニュース放送のときに焦点を絞れず、はっきりした態度を表わさないことがあります。メモが無いときは言葉の使い方は乱暴です。メモを使わないとうまく行かない場合があります。司会者は雑誌みたいに、内容のない必要のない言葉をたくさん使うことがあります。

吉川 それでは、アナウンサーまたは司会者に要求されることは何でしょうか。

呉 全国で普通語を普及させることが憲法の中に書いてあります。人によって要求されることが違います。まず、アナウンサーに対する普通語使用の要求です。それから、教師、俳優、

さらに公務員まで、これらの人の中で普通語を普及させていきます。そして、一般の人々が普通語を話せるようにしていきます。

吉川 アナウンサー採用の基本的な条件は何ですか。

呉 司会者あるいはアナウンサーを採用する場合、普通語ができることが第一の条件です。正しく言えない人はアナウンサーにはなれません。ちょっとなまりのある人でも、もう一度勉強したらなんとか話せるようになる人もいます。アナウンサーがちゃんと普通語で放送しているかどうかを、テレビを見る人が放送局に投書します。問題がある場合は再教育をします。それから証明書（免許みたいなもの）を発給します。

吉川 アナウンサーと普通語の現状はどうなっているのですか。

呉 古いアナウンサーは正しい普通語ができる人が多いと言えます。最近、テレビ局ラジオ局が増えてきて、他の仕事をしていて新しく採用された若い人達の普通語がちょっと問題だということがあります。若いアナウンサーでも正しいきれいな普通語を話す人はいます。

吉川 地方局のアナウンサーまたは放送に出る人たちは正しい普通語を話せなくてもいいのでしょうか。

呉 普通語について、今、中国では正しいかどうかを基準に3級6段階*²³の制度を設けています。つまり正しさによって階級を6段階作っています。1級が一番正しく言える人で1級の中をまた2段階に分けています。テストの時にこのように分けます。2級と認定された人は語音とか言葉遣いを普通語の規範に合わせて見ます。しかし、少しぐらいのなまりは許されます。それは、例えば南方人と東北人は z,c,s と zh,ch,sh の発音の区別がわかりません。3級の普通語だとなまりはもっと強くなります。しかし、違った方言区の人でも3級の普通語なら話しは通じます。

私たちはインタビューをするとき、相手にできるだけ普通語を使ってくださいと要求します。ほとんどの人は3級程度の普通語まではできるようになってきています。だめな場合は方言で話してもらいテレビの場合漢字で字幕を入れます。そして、アナウンサーがその人が発言した内容をこの人はこういうふうに話したのだと言うことにしています。

国家語言文字工作委員会というのがあります。広播電視部と教育部と一緒にテストを行います。まずアナウンサーの中でテストをやります。それから、師範学校で卒業生に対してテストをします。合格した人には、何級かを示した免許証を与えます。省レベルの放送局ではアナウンサーは必ず1級2等（乙）以上、国レベルは1級1等（甲）でなければなりません。そのレベルに達していない人は半年経って、もう一度テストを受けることになります。

吉川 なかなか難しいですね。

呉 主に話し言葉、語音からテストをします。テストはアナウンサー、司会者、教師に対して実施しています。公務員に対しては普通語を話すことを提唱しますが、まだテストは実施していません。先日テレビの番組で普通語を普及させる番組がありました。広東の方言はもともと分かりにくい言葉です。そこで広東市の市長がこの番組で、自分がどのように普通語を勉強したかを話していました。言葉の上で誤解された経験があったから、その後、普通語を一生懸命習ったと言っていました。1級にはなりませんが、会議のときは必ず普通語を使うように幹部たちに要求しているということです。

吉川 普通の会議では普通語を使うのですか。

呉 そうです。ずっと昔方言が強くて通訳を必要とした人がいました。これはおかしいと

いうことで今は普通語を使うようにしています。どんな会議でも、少しなまりがあってもいいから方言ではなく普通語で話すようにしています。江沢民も少しなまりがあります。アナウンサーほど正しくは言えないけれど聞いていけば分かります。方言区では方言で放送することを認めています。少数民族はみな自分の言葉を持っていますが、少数民族の幹部たちはほとんど普通語ができます。

吉川 放送の世界はすべて普通語なのでしょう。

呉 方言の放送はあります。たとえば、広東省では粵語（えつご）の放送があります。上海は上海の農村向けの放送は上海語を使います。福建省は台湾向けの放送は福建語と閩南語（びなんご）を使います。それ以外、国際放送局は外国向けの放送は粵語、客家語（はっかご）、閩南語、少数民族のことは、蒙古族、維吾爾（ウイグル）族、朝鮮族の言葉で放送します。言葉によってアナウンサーは基本的に分けていますが、方言を使うアナウンサーはほとんど普通語ができます。できますが、正しいとまでは言えません。

吉川 流行語、新語について教えてください。

呉 流行語や新語は中国にもたくさんあります。ここ10数年言葉の発展は著しいものがあります。例えば、外来語がたくさん入ってきました。「あの人は酷（クー）」という時の“酷”^{*24}は新語です。放送の中でも適当に新語を使います。番組によって使うことがあるということです。言葉というものは発展しつつあるものです。言葉として規範的なものでなければならぬわけですが、たまに新語も取り入れます。ただし、選んで使います。放送が新しい言葉を作ったりすることはありません。一般の生活の中から、つまり庶民の間から出てきた新語を使うことがあります。

吉川 普通語の普及とラジオやテレビの普及との関連はどうでしょうか。

呉 具体的な統計データはありませんが、経済の発達状況とかかわってきます。例えば、僻地の人は北京に出稼ぎに来たら、半年たたないで普通語を身につけます。北京には浙江省の人が作った浙江村みたいな所があります。ここでは普通語を使います。そこからいつか村に帰ると、その人は村でも北京語を使い、そこで普通語が普及するということがあります。

ラジオ局とテレビ局は分けていますが、県レベルでは一つの局になるようにしています。都会では放送局を分けています。都市部で言えば、ラジオのカバー率は87%です。また、テレビは86%のカバー率です。僻地ではテレビの中継条件がよくありませんからカバー率は下がります。テレビが見えないラジオもきけない地方は普通語の普及は問題です。しかし、中国の方言はとても面白いです。ある方言は、たとえば湖南省、四川省の方言は相手がだいたい70%ぐらいは聞き取れます。いずれも北方方言に属しているからです。地理的には南に傾いていますが言葉は北方方言に属しています。

吉川 普通語はこれからどこまで普及するのでしょうか。

呉 何10年か経ったら中国人のすべてが3級の普通語を話せるようになると思います。ラジオやテレビの普及の度合いと、経済的な交流が盛んになれば普通語の普及はもっと進むと思います。

吉川 普通語の普及を進める一方で方言を大事にするということはあるのでしょうか。

呉 今後も、中国では方言区の放送は方言でやります。経済や生活上の交流に役立つように方言は使う必要があると思います。普通語の普及は方言をなくすことではありません。

吉川 ありがとうございます。

この北京広播学院でのインタビューは約3時間、2人の先生は、メディアで働く人達の育成と普通語の普及にかける熱意を、さらに中国のテレビの番組にまで触れてまさに熱っぽく語ってくれた。筆者にとっては貴重な時間を持つことができた、今も思っている。

V. 中国社会科学院語言文字応用研究所 ～陳章太氏（主任研究員）に聞く～

これまで見てきたように、中国における普通語の普及は壮大な計画であり、また中国国家建設のためにはぜひとも成し遂げなければならない事業と言える。ただ、一口に壮大な事業とはいえ、ここに至るまでの中国の言語の変遷や方言の現状などを知らなければ、なかなか理解できるものではないと言えそうだ。そこで、筆者は中国滞在中に、この分野では第一人者と言われる中国社会科学院語言文字応用研究所主任研究員の陳章太氏に中国の言語の歴史、方言の現状、普通語の普及などについて、北京市内にある研究所の氏の研究室を尋ね話を聞いた。

ところで、筆者が中国社会科学院語言文字応用研究所の建物に入ったとき、玄関で真っ先に目に入ったのが「第1回普通語普及運動週間」の大きなポスターであった。中国語では『説普通話 从我做起 首屆全国推广普通話宣传週 '98.9.13~9.19』である。

以下は、陳教授へのインタビューのすべてである。

吉川 陳先生は、これまで言語に関してどんな仕事をされてきたんですか。

陳章太氏 私は主に'50年末期から'70年末期にかけての間、中国語そのものの研究をしていました。中国語の方言についての研究は、'80年代の初期から始めました。以前、ずっと中国科学院、即ち後の中国社会科学院語言研究所に勤めていました。この長い間、文化大革命を除いて大部分の時間、私は主に中国語の研究をしてきました。そのあと、'80年代の初期、正確に言えば1983年に國務院のはからいで、私は中国社会科学院文字工作委员会へ転勤しました。主に日常の事務の指導、具体的には副主任兼秘書長をしていました。

中国文字工作委员会は'86年に國務院の許可を得て、国家語言工作委员会と改称されました。この改称は文字に関する事業がさらに規範化したことを示すものです。主に社会各方面の現代化建設の需要に応じるものです。もちろん中国の情報整理も含まれています。そのため元の名称は現代化の需要に適していないということになりました。それで、私はこの国家語言工作委员会に転勤してから、社会言語学や言語の規範、他の問題を研究し始めたのです。では具体的に何を研究するかというと、文字事業の方針や言語の規範化、標準化などです。

吉川 陳先生が研究している方言について詳しく教えてくださいませんか。

陳 中国の方言は複雑でその歴史も長いです。中国語は歴史が長い。中国は国土が広いから、さまざまな人文社会の状況も大変複雑です。歴史の変遷も中国語の複雑さを増しました。中国の方言は一体何種類あるのかと言いますと、大抵は段階にしたがって分けています。まず、第1段階では通常の言い方で中国語は7大方言になります。北方の言葉は昔、官話と呼ばれ、また北方官話とも呼ばれていました。北方の方言は、中国の方言では最大の方言です。その方言がカバーしている地域は長江（揚子江）以北と西南の雲南省、貴州省、四川省また広西省の南部を含めています。この本は私が書いたもので最近“国家最高図書獎”を受賞しました。ここに、詳しく書いてあります。この第1段階から言うと（地図を指しながら）ここら辺は全部

北方方言。ここはチベットで中国の方言はとても少ない所です。この他の部分は他の6大方言です。

第2の方言は呉方言で我々がよく言う上海方言、つまり江蘇省、浙江省の方言です。

第3の方言は、湘方言（湖南）です。湘方言はただ湖南省のある地域だけです。

第4の方言は、贛（かん）方言（江西省の方言）。だから、俗に言う呉方言は上海、江蘇省、浙江省の方言で、湘方言は湖南省の方言です。贛方言は江西省の方言です。

第5の方言は粵（えつ）の方言です。広東の粵方言は俗に広東方言と呼ばれます。

第6の方言は、閩（びん）方言で、つまり福建省の方言です。この福建省の方言が使われるのは台湾、海南島、それに広東、広西南部のある地域、即ち雷州半島も含まれています。

吉川 中国の方言（言葉）は複雑ですね。

陳 （地図を示しながら）ここは呉方言です。ここは湘方言。ここは贛方言。ここらへんは閩方言です。これは第2段階の方言を含めています。第1段階と第2段階はみんなこの中に含まれています。

第7の方言は客家（はっか）方言です。この客家方言は台湾でまだ少し存在しています。それでは第2段階はどうかと言いますと、現在、学界では異なった考え方があります。私の先生は、晋方言は北方の方言から分離してできたものだと考えています。安徽（あんき）省南部の方言は、徽州方言と呼ばれます。また、湖南省南部にも別の方言があります。この三つの方言は第1段階に入れるべきだと主張する学者もいます。そうすると、10大方言になります。しかし、方言学界や言語学界では、ほとんどの人がこの意見には賛成していません。で、この三つの方言はやはり第2段階に属するものだと考えています。だから、我々の現在通常の言い方では、教科書、言語学の教科書、方言学の教科書では7大方言、即ち第1段階の方言だけが認められています。

では、第2段階の方言はどう考えるかと言いますと、現在、まず北方方言を五つの次方言に分けています。第1は華北、東北のあたりで北方次方言と呼ばれます。第2は晋方言で、第3は西北方言で新疆、青海省、寧夏西北地域も含めて西北次方言と呼ばれます。ここは西南次方言です。そして、江淮次方言もあります。以上が北方方言の五つの次方言です。

呉方言は、一般的に言えば五つの次方言があります。第1は江蘇の蘇州を代表とする蘇南呉方言です。第2は上海呉方言で、第3は浙江省南部の温州呉方言。第4は浙江省西南部の方言で、第5は浙江省の中部、東部の方言です。

次に、湘方言の次方言は主として二つです。一つは長沙方言を代表とする湘北、湘東のあたり、もう一つは湘西の中部、南部、即ち衡陽あたりです。

贛方言は主に二つの次方言があります。北部あたりを除いての大部分は南部の方言です。

粵方言は大体四つの次方言に分けることができます。一つは広州と広州東部の次方言で、もう一つは広東南部、そして広東西部、また一つは広西の白話です。これらは、粵方言の次方言に属しています。

閩方言には五つの次方言があります。第1は閩東の次方言（福州の方言を代表とする）。第2は厦門（アモイ）の方言を代表とする閩西次方言であり、台湾、海南島、また広東の南部も含めます。これは、第2の次方言です。ここは閩東と閩南で、中には莆仙という所があります。ここには二つの県があり、この2つの県の方言は以上の方言とは全く違います。また建甌という所があり、閩北次方言と呼ばれます（私は福建の生まれで閩方言を研究してきました）。本当の閩方言は建甌を代表とします。また中部は閩中次方言と呼ばれ、先程言った台湾や広東南

部、雷州半島などは閩南次方言に属する地域です。

客家の方言は現在厳格に区分されていません。私はそれを二つの次方言に分けました。一つは梅県を代表とする次方言で、もう一つは江西贛州南部を代表とする江西省南部の客家の方言です。もう一つは台湾の客家の方言であり大体第2段階に属しています。

そのほかに第3段階、第4段階もあります。人々が言葉を通して交流できるか否かを基準にして方言を分けるとすると中国には一体何種類の方言があるか、私にもはっきり分かりません。特に先程言った東南のあたりはとりわけ複雑です。福建に小さな大田県という所がありますが、そこには五つの方言があり、お互いに方言で交流ができません。だから、中国の方言はとても複雑です。世界中のあらゆる言語の中で中国の方言は最も複雑なものだと思います。

吉川 私は、中国の言葉は、北京、上海、広東、福建、客家と、五つに別れているのかと思っていましたが。

陳 そういう言い方もあるかも知れませんが、私は中国には七つの方言がある、と言っていきます。この言い方に問題はありません。七つに分けても、八つに分けてもみなさんが誰でも分かります。しかし、三つの方言に分けたらどうか。それは差が大きすぎます。

吉川 中国の人はみなさんこういう理解の仕方をしているのでしょうか。

陳 そうです。7大方言です。すなわち、1北方方言、2呉方言、3湘方言、4贛方言、5粵方言、6閩方言、7客家方言。この分け方は公に認められています。

吉川 もっと細かく別れるという解釈もあるのですか。

陳 更に複雑になりますが、第3段階、第4段階になると人々はそれをもって互いに交流をすることができなくなります。

吉川 中国の方言の歴史について教えてください。

陳 漢語の方言はとても複雑なので、長い間中国の人々の交流に影響を及ぼしてきました。わが中国の歴史上、2、3千年前まで、秦・漢代の前さらに言えば秦の時代よりもう少し前、その時からすでに言語の規範を重視し始めていたと言えます。ずっと前からそのことが提唱されてきました。秦・漢の時、雅言通話（ヤーイェントンファ）^{*25}ということが言われ始めました。共通に使用できる言葉を通話といい、当時は雅言通話と呼んだのです。雅言通話は、いわば私たちが今言っている官話でした。唐・宗以後、正式に官話になりました。唐・宗以後から明・清までずっと官話と呼んできたのです。

辛亥革命^{*26}前後から'40年代前、つまり中華人民共和国が成立する前は国語と呼ぶようになっていました。今の台湾も国語と言っています。大陸は1949年以後、普通語に変わりました。雅言通話から普通語になったのです。この間、民族共同語ということを提唱してきました。しかし、雅言通話は主に書き言葉を指したものです。なぜかという、秦始皇という皇帝は中国の文字を統一したのですが、話し言葉を統一することは出来ませんでした。だから、その時彼が提唱した雅言通話が主に朝廷内で使われ、書き言葉だったのです。明・清以後の官話になってから、書き言葉が話し言葉にもなりました。それから、ずっと'40年代の末まで続きました。

わが国は各朝各時代に比較的標準語ということを考え、それを提唱してきました。3千年ぐらいかけて標準語を提唱してきたのですが、あまり力を入れてきたとは言えません。厳密に言えば、正式に目的があって、組織的計画的に民族共同語を推し進めるようになるのは、辛亥革命、つまり民国時代からです。民国以後、さらに、この考え方を重視するようになりました。当時の民国政府教育部が国語の標準音を考えました。以前にあったのは古い国音で、この国音は各

方言の語音の特徴を統合したものです。入声（ルーション）*²⁷ も含めたものです。入声というのは日本の促音に似たものです。その後、新国音があり、北京語を標準音とすることを主張し、入声を取り消すことを主張しました。正式にこの標準語を押し広めたのは50年代からで効果をあげました。

新中国が成立した以来、新しい政権が発足してから始まったものです。当時、中国の文化程度は低く、教育制度が発達していませんでした。その上、当時の方言が複雑で、新しい政治体制の確立に大きく影響しました。全国民が十分な交流を果たせるように、'50年代からわが中華人民共和国政府は共通語の確立を非常に重視するようになりました。'50年代 '60年代、文化大革命の前、たとえば文化大革命の間何でも破壊された時期があり、各方面の仕事が停止状態になりましたが、この間も、ある地方では依然として普通語を押し広めてきました。'70年代末、文化大革命が終ってからこれまで、普通語の普及は新中国成立以来、第2のブームを迎えています。私達の目標は明らかです。普通語の普及は、違った方言地区の人々の交流、そして文化、教育、経済、政治のあらゆる面の発展に役立つようになっていきます。今では、私達は主に各級の学校で普通語を使うことを要請しています。2番目はラジオ、テレビ、映画、及び新聞などが普通語を使うことです。3番目は各級政府の公務員は仕事に関しては普通語を使うこと。4番目は公共の場所でできるだけ普通語を使うことです。

だから、私たちは公共の用語である普通語を学校用語とすることを提唱し、またメディア用語や公務用語は普通語にするよう提唱してきました。目標として来世紀（21世紀）の半ばまでには、普通語を全国に普及させることを考えています。今は、まだ普及しているとは言えません。方言区ではこれはかなり難しいことです。完全に普及するといっても80%か90%ぐらいの人が普通語が使えるようになることでしょう。

わが研究所は、いま一つの新しい仕事をやっています。それは、中国語の文字言語の使用状況についての調査です。全面的な調査です。具体的にいえば普通語、方言、外国語、少数民族の言語などについて、各地区、各業種及び各年齢層の男女の中で、それぞれがどのように使われているかの状況の調査です。文字は簡体字、繁体字、方言俗字も含めています。方言俗字というのは地方方言の文字のことです。例えば、広東地区で使う方言文字、上海にも少数の方言文字があります。そのほか、少数民族文字も含めています。それから、漢語拼音、外国文字の各地区、各部門での使用状況です。

吉川 その調査はどの程度進んでいるのでしょうか。

陳 まだ全面的には始まっていません。去年から準備を始めましたが、私は日本で2年間教授として働いた経験があります。帰国してからこの課題を提案しました。'94年から、いや、つい最近始まったばかりです。中央政府もこの調査を支持し、かなりの調査費用を出してくれました。普通語の普及のスピードをあげたいのですが、これは方言を制限して方言を無くすことではありません。これは明らかなことです。日本の明治維新のやり方とは違い、台湾、国民党のやり方とも違います。普通語の普及は方言を制限しません。少数民族の言葉も十分に保護していきます。憲法やその他たくさんの法律の中で少数民族の言語に高い地位を与えています。

われわれの政策は、方言は今まで通りとし各地方での必要性を守るというやり方です。なぜかという、方言が普通語に近づくには長い歴史が必要です。それに方言は、地方文化を保護するためには重要です。最近、われわれは中華人民共和国語言法、語言文字法の制定作業に参加しました。この仕事は始まったばかりです。今年、全国人民代表大会の常務委員会に提出す

るつもりです。この法案は普通語を法律上で保証し、同時に少数民族言語の地位を定め、同時に方言を使う必要がある場合は使っても構わないというものです。

吉川 そうすると、中国では、普通語の普及を図りつつ一方で方言も大事にしていこうという方針があるということですね。

陳 われわれが行う調査は、主に先程言ったことを目標とし、これらの状況を知りたいということです。今すぐ答えられませんが、現在、小学校8歳から60歳までの人で50%から60%ぐらいの人が普通語を理解していると思います。中国は広すぎて、またその人々の大部分は農村にいます。農村では、残念ながら学校制度もまだ十分ではなく大部分の人は文盲か半文盲と言えます。

吉川 文盲は、今の日本では考えられませんか。

陳 文盲の数は大体4、5千万人から5、6千万人はいると思われれます。標準として、都会では漢字2千字、農村でも1千5百字ぐらいを理解でき簡単な文章を書くことができ、簡単な文章を読める人は文盲とは言いません。この標準に達してない人は文盲です。もう一つの標準として簡単な計算ができるかどうかがあります。私の推測によると、文盲はもっと多いのではないかと思います。なぜかという、たくさんの方が小学校を卒業してから農村に残りあまり普通語を使わないから、普通語を忘れていくのだと思います。だから、文盲の数は億を超えているかも知れません。

吉川 文盲を無くすことはできないのでしょうか。

陳 そうですね。教育政策上何とかしたいと要求はしていますが実際はできません。それは、僻地の教育が遅れているからです。

吉川 教科書はどうなっているのですか。

陳 教科書は普通語ですが、授業をする先生の言葉が方言であることが多いのです。

吉川 先生の言葉は普通語ではないのでしょうか。

陳 先生が普通語を使えないというのは、遠い僻地あるいは経済が遅れている地方に限られ、あるいは方言が複雑な山奥の地方に限られてはいますが。

吉川 教育と普通語の関連はどうですか。

陳 普通語の発展はとても速いです。それは教育がだんだんと普及してきたからです。2番目としてメディアの影響が大きいと言えます。農村の人は大部分がテレビやラジオを持っています。3番目は改革開放以来、全国は市場経済を実行し、全国人民の間の交流を引き起しました。これは、普通語の普及に大きく影響をしています。例えば、上海の人が北方に来て普通語がわからないではすまされません。広東人は商売に出かけます。そのとき普通語が必要です。他の地方の人が上海へ行くとしたら互いの交流は普通語になります。だから、普通語の発展は非常に速くて方言の変化が少なくなっています。今の若者がしゃべっている方言は本場の方言と違っていることがありますが、これは普通語の影響を受けているからです。だから、面白いことに方言学者たちは方言を大事にしようと叫んでいます。

吉川 方言を大事にするという動きはあるのでしょうか。

陳 国家には地方の方言を記録しようというテーマがあつて私の友達がやっています。社会科学基金もたくさんのお金を出して、この仕事を支持してくれています。これを百か所のところでやるそうです。

吉川 普通語と方言の関係をどう考えたらいいでしょうか。

陳 わが国は普通語の使用を提唱していきます。が、方言が必要な場合、方言を使うことができます。今後、中国は双言語文字政策を実施していくことになります。まず普通語の使用を提唱し、一方で方言の使用を制限することはしません。現在の“憲法”“語言文字法”“民族法”では普通語は全国各民族が使う共通語だと定められています。各地方に各民族の言語があり、平等に自由に使うことができます。方言を制限はしません。今後もそうです。漢字と拼音は漢字を主とし拼音は補助とします。漢字からその読み方が分からない場合、拼音を使って漢字の分からない点を補うことにします。漢字は表意なもので拼音は表音のものです。これからも漢字を主とし拼音を補助としていきます。

吉川 漢字の簡略化について教えてください。もともと表意文字として意味を持っていた漢字を簡略化すると意味が分からなくなるのではないのでしょうか。

陳 これについていくつかの文章を書きました。'50年代、中国では大規模に漢字を簡体化しました。当時、われわれはこれを第1批簡化漢字方案と呼びました。この簡化漢字方案の字数は2千2百字ぐらいだったと思います。そのなかの大部分は、すでに、千年以来の歴史の中で簡体化されたものです。おおよそ60%ぐらいは明・清以来、すでに簡体化されました。政府は正式に定め、整理と研究を通して世に発表しました。しかし、文化大革命の時、第2批簡化漢字方案をしましたが、字数は7百ぐらいだったと思います。この方案は慌ててやったものだから、文化大革命が終わってから使用禁止になりました。

1986年私は一つの報告を書き、國務院の許可をもらってこの第2批簡化漢字を排除しました。第1批簡化漢字が成功した理由は社会的な基礎、歴史的な基礎があったからで庶民もちゃんと使いなれていました。が、少数ですがよくない簡化字もありました。とくに類推字と同音で漢字を変えることがあって、一部の簡化字には問題がありました。文化大革命の最中に行われた第2批簡化漢字の中に何10個かよく簡化された漢字がありました。庶民の基礎があって使いやすいものでした。が、今になって第1批簡化字を修訂はしませんでした。第2批簡化字の中にいいものもありましたが全面的に排除されてしまいました。第1批簡化漢字はもう何10年も使われてきています。簡単に直すことはできません。第2批簡化字は少数がよくても、大部分はよくできていませんでした。だから、第1批簡化字、第2批簡化字及び今使ってる電腦言葉をさらに研究し、適当な時にまとめて修訂することを考えています。一つの現代漢字規範字表を作ろうと思っています。漢字の簡化についてはわが政府は慎重な態度をとっています。なぜかという、簡化する必要がなければ簡化はしません。どうしても必要な場合は簡化します。社会の使用状況及び電腦の使用状況、漢字圏の国、地区の使用状況、さらに日本の簡化状況などを考えなければならないでしょう。漢字は孤立したものではありませんから。

吉川 陳先生は、日本での経験があるそうですね。

陳 私は日本にいた時、NHKで2回講義をしました。中国語言文字の使用状況についての話でした。当時、中日民間友好の人々、政治家の何人かが両国の漢字簡化問題が統一してできないかと問題提起をしていました。なかなかいい考えで実現できるならやりたいと、私は両手をあげて賛成しました。しかし、実際にはこれは難しいことです。漢字といっても中国と日本では違う使い方をしているものがあります。漢字が日本に入ってもう何千年も経ち、日本の漢字は日本の文化を反映し、中国の漢字とずいぶん違ってきます。これからの共同研究を強め日本側の意見、漢字を使用するそのほかの国の意見を求め、互いに協力し合うことは必要だと思います。

吉川 漢字を使う国の学者が集まって、一緒に研究できるといいですね。

陳 賛成。今の電腦漢字について、中国、日本、韓国、台湾で会議が何回か行われました。わが研究所に中韓漢字の比較研究の課題がありました。

吉川 日本には沢山の外国語が入ってきていて、それを私たちはカタカナ語と言っています。中国ではどうでしょうか。

陳 われわれは、それを外来語と呼んでいます。改革開放以来、新語がたくさん出来ました。これからも増えていくと思います。外来語の大部分は英語からきたもの、次は日本語、フランス語、ロシア語ないし韓国語から来たものです。しかし、中国にはまだ一つの統一された審査機構がありません。現在の標準としては科学技術面の外来語は中国科学院によって決められ、人文社会の言葉だと新華社通信*²⁸によって決められます。まだ、厳しい標準がないわけです。2年前から、私は一つの詞語審定委員会を成立させようという提案をしています。そこには外来語の決定も含めるつもりです。わが国でも大量の新語が出てきました。毎年、1千くらいのスピードで増えています。詞語、つまりこの言葉は正しいかどうか判断しにくいところがあります。正しいと思うものは採用していいと考えます。

吉川 長時間にわたりいろいろとお話をいただきまことにありがとうございました。

陳先生は、中国における言語の歴史をひもどきながら懇切丁寧に長時間に渡って話をしてくれた。この話の中からも、今中国が国をあげて「普通語」の普及に取り組む意義が読み取れ、またぜひ成功させなければならないという意気込みがうかがい知れた。

VI. おわりに

一般的に、社会主義国に表現の自由はあるのか、という疑問がある。中国ではどうだろうか。「中華人民共和国憲法」の「第二章・公民基本権利和義務」の第35条に『中華人民共和国公民有言論、出版、集会、結社、游行、示威的自由』とある。

つまり、第35条は、国民の基本的な権利として言論、出版、集会、結社、デモ行進などの自由があることを認めている。表現の自由は存在するのである。

この点について専門家はどのように解釈しているのか。

「言論の自由とは、国民が憲法に認められた話すこと、書くこと、著作および映画、演劇、音楽、ラジオ、テレビなどの手段を通して自分の意見を発表する自由な権利を持つことである。これは国民が政治的自由の中に持つもっとも重要な権利の一つである。

言論の自由は、狭い意味と広い意味の自由に分けられ、狭い意味の言論の自由は、国民が公共の場所で意見を発表する、あるいはある問題に対して討論をする権利である。広い意味の自由とは、出版の自由、学術の自由、新聞の自由などを含んだものである。憲法理論上から“意見の自由”あるいは“表述の自由”と呼ばれている。

中国では、建国以来『共同綱領』と四つの憲法の中に、言論の自由は国民の基本的な権利であると明らかに定められているが、実際の生活の中で、われわれはこの権利を行使するための十分な保証を得てはいなかった。1957年の資産階級右派との闘争や文化大革命の間、国民には基本的には言論の自由はなかった。第11回3中全回（第3回全国会議）以来、党と国家は思想

開放をしてきた。言論の自由の権利は日増しに国民から国家、社会まで重視されてきたが、実際の生活の中で、国民が言論の自由の権利を犯したことがあり、国民が勝手にわがままに言論の自由を行使する現象がある。言論の自由の限度、制限、原則、具体的な保証などの問題に対して、まだ法律化、制度化されていない。それで、国民の言論の自由を保証するには、この重要な国民の基本的権利を具体化、法律化させ、確実な実行ができるように関係のある法律、例えば新聞法、出版法などの法律を制定しなければならない。…」(『憲法学』主編・許清氏 中国政法大学出版社による)と言う。

憲法に保証されているとはいえ、実際問題として、中国に真の言論表現の自由が存在するとは誰も思っていない。これは、“自由”の解釈の違いの問題と言っているのかもしれない。同時に、例えば放送に関して言えば、先に、「ラジオ・テレビ管理条例」で見た通りさまざまな厳しい規制がある。

さらに、1991年、中華全国新聞従事者協会は、第4期理事会第1次全体会議で「中国報道従事者の職業道徳」として倫理綱領とでも言えるものを次のようにまとめている(なお、その後、この職業道徳は、1997年に改定されている)。

「中国の報道業務は、中国共産党が指導する中国の特色を持つ社会主義事業の重要な一部分である。報道従事者は、状況の発展に正しく対応し、党の基本路線、基本方針を守り、科学的な理論で人々を武装し、正確な世論指導を行い、正確な世論指導を掌握して、人民に奉仕し、社会主義に奉仕し、全党、全国活動の大局に奉仕し、社会主義・物質文明と社会主義精神文明の建設を推進するために、わが国社会主義現代化の大きく偉大な目標を実現するために奮闘しなければならない。……。

報道従事者は、政治意識、大局意識、責任意識を強め、正しい世論指導を堅持すべきである。ニュース報道では、愛国主義、集団主義、社会主義の主旋律を高くかけ、全国各民族人民を動員し、団結を図って、祖国建設と中華振興の偉大な事業に身を投じるようにしなければならない。……。

自ら掌握する世論の道具を利用して中央の決定に違反する内容を宣伝してはならない。……。党と国家の秘密を厳格に守り、国家の利益と安全を自覚して守らなければならない。

真実はニュースの命である。報道従事者は真実を追及する姿勢を守り、取材源に深く迫り、調査研究を強化し、実情を伝え、真実を語り、作り話や大衆受けをねらう捏造、事実の歪曲をしてはならない。…。ニュースの取材と発表は客観公正でなければならない。業務には、誠実に責任を持ち誤報を避けるべきである。誤った場合は、責任をもって速やかに訂正すべきである。……。」

部分的に、日本の放送法ならびに日本新聞協会の新聞倫理綱領に似た規定もある。それはそれで十分納得できるものではあるが、この綱領の基本的な精神は、党と政府の基本方針を国民に誤りなく徹底して伝達することを求めているものと解釈することができる。つまり、ここでも言論表現の自由との整合性に疑問が生じてくるのである。日本国憲法の中で、われわれが認識している“知る権利”はないに等しいであろう。もちろん社会主義社会のマス・メディアに、例えば国民がどれだけ望んだとしても期待することはできないものではあるが…。

ラジオ・テレビの世界に真の表現の自由がないから、人々はニュースに物足りなさを感じ、また番組にあまり期待することなく他国の番組、つまりBSに期待を寄せることになる。曹先生や呉先生が言うように、ニュースで改革はいくらか進んではいるようだが、まだまだ規制は

中国：放送と言葉

厳しいと言わざるを得ない。

一方で、言語の問題については、すでに述べたように憲法に次のような規定がある。

『第1章総綱 第4条・各民族都有使用和发展自己的语言文字的自由。第19条・国家推广全国通用的普通话』。すでに再三述べてきたが、すなわち、中華人民共和国は各民族が持っている固有の言語と文字を使ったり発展させたりすることを自由に認め、同時に一方で全国に通用する普通語を国をあげて積極的に推進することを憲法で定めているのである。同時に、というのはいかにも難しいことだと言わざるを得ないが、不可能を可能にしようというのが中国の壮大な計画であることは間違いない。この計画は、まだ緒についてばかりと言っても過言ではなからう。

このことが、これから先、中国の文化や芸術を発展させ、また一方で経済活動を活発化させ、その結果として政治体制・社会体制の安定化、発展・充実につながると見るべきなのであろう。これらの問題点を、中国での貴重な体験をとおして見聞したことどもとあせて、この後の動向に注目しながら、見つめ続けていきたいと考えている。

- * 1 「星網結合」(シンワンジェホー)政策(つまり、BSとCATVの結合)をもって、全国をカバーする放送体制を組んでいる
- * 2 中央電視台(CCTV 中央テレビ) ①ch・ニュース中心の総合編成 ②ch・経済、社会教育 ③ch・京劇など演劇、音楽 ④ch・国際ニュース ⑤ch・スポーツ ⑥ch・映画、音楽 ⑦ch・子供、軍事、科学、農業 ⑧ch・文化、娯楽
- * 3 教育電視台(教育テレビ) '86.10発足、CS利用 教師の養成、大学教育、職業技術教育、教育関係ニュースなど
- * 4 国際廣播電台(国際向けラジオ) '41.12発足、現在、43言語で放送
- * 5 中央人民廣播電台(国内向けラジオ) '40.12発足、7系統で放送 第1・第2放送・総合編成(中・短波) 第3放送・音楽、戯曲(FM) 第4・少数民族向け、蒙古語・チベット語・ウイグル語・カザフ語・朝鮮語など 第5・第6・台湾向け(短波) 第7・広東・香港・マカオ向け(短波)
- * 6 各行政地域 第1級(省)、第2級(地市)、第3級(県)、第4級(郷鎮)、第5級(村)
- * 7 CATV局 '90年にスタート BSとの「星網結合」、すべての行政区に一つずつCATVを設置予定 自局番組ほか中央テレビの第1・第2chと教育テレビほかのchの再送信の義務づけ 推定5,000万世帯とホテル・オフィス2,000万室、合計2億人が視聴
- * 8 北京市 上海市 天津市 重慶市
- * 9 内モンゴ(モンゴル) 新疆ウイグル チベット 広西チワン族 寧夏回族
- * 10 河北 広東 など22省
- * 11 北京市内で主として視聴できるテレビ番組
 - ・中央テレビ(CCTV) 1~8ch
 - ・北京テレビ(BTV) 1~3ch
 - ・北京有線テレビ(BCTV) 1~4ch
 - ・国内の地方局 8ch 河北テレビ(HBTV) 広西テレビ(GXTV)
浙江テレビ(ZJTV) 四川テレビ(SCTV) 湖南テレビ(HNTV)
貴州テレビ(GZTV) 山東テレビ(SDTV) 雲南テレビ(YNTV)
 - ・STAR TV (香港) 5ch
 - ・日本のBS NHK1、2 HDTV(日本高清晰電視) 3ch
 - ・外国のBS DW(德国=ドイツ) TV5(法国=フランス)
RAI(意大利=イタリア) TVE(西班牙=スペイン)
MCM(法国=フランス) CNN(美国=アメリカ) 6ch

- *12 『走向21世紀的中国電視』（北京廣播学院出版社 1998 年）
- *13 日本の「放送法」にあたるもの 6章55条からなる（1997.8.11 制定）
- *14 中国共産党の根拠地だった陝西省延安に開設 1941.12.3に対外放送を開始
 - ・平成13年10月23日に日本の新聞で、この延安新華放送局で日本語放送の初代アナウンサーとして活躍した日本人女性・原清志さんの死去が報じられた
- *15 '97.2.10 '94年制定の「広告法」強化策として「ラジオ・テレビの広告の管理強化を求める通知」19項を伝達 3「ラジオ・テレビ広告の内容は、真実・合法であり社会主義精神文明の要求に一致し、消費者をだましたり誤った内容であってはならない」など
- *16 中国国内でBS受信が出来るのは、
 - ①教育、報道、金融、経済貿易など業務上外国の情報が必要となる政府機関や団体
 - ②三つ星クラスまたは国家基準2級以上の外国人が宿泊するホテル
 - ③外国人、香港・マカオ・台湾人の事務所あるいは居住するアパート
 - ・所在地の放送管理行政部門に申請→省レベルの許可証の発行等
- *17 普通語 普通話（プートンファ）＝現代中国の標準語 北京語の語音、北方地方の語彙を中心に1956年から規範化されたもの
- *18 〈アナウンサー、キャスターに資格証〉
 - ・'97年12月31日、中国ラジオ映画テレビ省の「アナウンサー、キャスター資格証書」の授与式が北京で行われた。アナウンサー、キャスターは普通語を全国に普及するモデルとしての役割があるとして、ラジオ映画テレビ省が初めて共通語のテストを実施し、中央の3局（中央テレビ局、人民ラジオ局、国際ラジオ局）の180人が合格した。今後3年以内に全国のアナウンサー、キャスターも資格証書を取らなければ業務を担当することはできない（'98.1.12中国電視報）
- *19 拼音（ピンイン） 中国式表音ローマ字
- *20 中国共産党中央機関紙。1948年6月、華北解放区党機関紙として創刊、その後中央機関紙に。
- *21 『中華人民共和國憲法 第19条 国家推广全国通用的普通話』
- *22 中央テレビ（CCTV）
 - ・7：00～7：20 『早間新聞』（ニュース）
 - ・7：20～8：00 『東方時空』（ニュース・マガジン）
 - 「東方之子～濃縮人生精華～」
 - ・各界各層で活躍する人々の仕事や生き方を紹介するもの
 - 「生活空間～老百姓講自己的故事～」
 - ・庶民の暮らしや日常生活にかかわる思いを伝えるもの
 - 「時空報道～關注社会熱点～」
 - ・庶民の関心を呼ぶホットな話題のレポートもの
 - ☆番組は、1998年10月現在のもの
- *23 1級（1等・2等） 2級（1等・2等） 3級（1等・2等）
- *24 酷（クー）・もとは「残酷な」「残忍な」「程度がはなはだしい」・現在「クールである」「かっこいい」「いかしてる」などの意味も
- *25 雅言通話（ヤーイェントンファ） 正しい標準的な言葉
- *26 辛亥革命 1911年辛亥の年に武昌に挙兵し、清朝を倒した中国の民主主義革命 1912年1月、孫文が臨時大統領に就任して共和制を宣言、中華民国が誕生
- *27 入声（ルーション） 古い漢語の四声の一種 現在は一部の方言にのみ見られる
- *28 新華社通信 中華人民共和國の国営通信社 1937年中国共産党の通信社として延安に創設 1947年北京に移る

*参考文献

『走向21世紀的中国電視』（北京廣播学院出版社 1998.9）

中国：放送と言葉

- 『中国広播電視年鑑 1997』（北京広播学院出版社 1997.10）
『憲法学』（中国政法大学出版社 1995.11）
『中国電視報』（中国電視台中国電視報社 1998.10.19）
『北京広播電視報』（北京広播電視報社 1998.10.20）
『世界のことば』（朝日新聞社 1991.10.25）
『NHKデータブック 世界の放送2000』（日本放送出版協会 2000.3.10）
『大辞林』（三省堂 1998.11.3）
『広辞苑』（岩波書店 1991.11.15）
『50音引き中国語辞典』（講談社 2000.2.25）
『簡約現代中国語辞典』（光生館 1990.7.1）
『ネットワークNHK NO433』（NHK 1998.1）

*この調査・研究にあたり、次の方々にお世話になりました。特に、陳真さん、鈴木公さんには、貴重な資料を提供していただきました。また、田文莉さんには、的確な通訳・翻訳をしていただきました。誌上を借りて厚くお礼を申し上げます。

陳 章太さん（中国・社会科学院語言文字応用研究所 学術委員会主任研究員）

陳 真 さん（中国・北京放送大学特任教授 NHKラジオ中国語講座講師）

曹 璐 さん（中国・北京広播学院新聞伝播学院 院長）

呉 郁 さん（中国・北京広播学院播音主持芸術学院 教授）

鈴木 公さん（中国・北京梅地亜中心 総経理助理（当時））

薛 豹 さん（中国・外語教学與研究出版社 北京外語音像出版社 日本文学碩士）

田 文莉さん（中国・華北電力大学日本語教研室）